

## 病第3号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第10条第1項に規定する横浜市立みなと赤十字病院指定管理者評価委員会」を「特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表の附属機関の欄に掲げる横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会」に改める。

第8条に次の1項を加える。

5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表の附属機関の欄に掲げる横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

第10条を次のように改める。

（管理の業務の評価）

第10条 指定管理者は、病院事業管理者が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる横浜市立みなと赤十字病院の管理に関する業務又は第8条第1項各号に掲げる老健施設の管理に関する業務について、病院事業管理者が定めるところにより評価を受けなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の指定管理者の候補者の選定等及び指定管理者による管理の業務に係る評価に関する手続を整備する等のため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

第7条 （第1項から第3項まで省略）

- 4 病院事業管理者は、第1項の規定による選定及び前項の規定による指定をしようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表の附属機関の立みなと赤十字病院指定管理者評価委員会の欄に掲げる横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（老健施設の指定管理者の指定等）

第8条 （第1項から第4項まで省略）

- 5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表の附属機関の欄に掲げる横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

（横浜市立みなと赤十字病院指定管理者評価委員会）

- 第10条 指定管理者は、病院事業管理者が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる横浜市立みなと赤十字病院の管理に関する業務又は第8条第1項各号に掲げる老健施設の管理に関する業務について、病院事業管理者が定めるところにより評価を受けなければならない。

- 2 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係

者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、病院事業管理者が任命する委員10人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、学識経験のある者その他病院事業管理者が必要と認める者のうちから、病院事業管理者が任命する。

5 委員会の委員の任期は、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者の指定等について調査審議するため任命された日から当該調査審議に係る指定管理者が指定された日までとする。

6 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規程で定める。